

サービス産業動向調査の概要・実施状況

1 調査の目的

サービス産業動向調査は、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

2 調査の対象

(1) 調査の地域

全国とする。

(2) 調査対象事業所

毎月、以下に示す産業（「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）」による）を主産業とする約39,000事業所^注を対象とする。

注）事業所とは、本社、支社、営業所、店舗、事務所など、サービス等の提供が行われている個々の場所をいう。

《調査対象産業》 ※ 公的機関も含む。

- ・ H 情報通信業
- ・ I 運輸業
- ・ L 不動産業
- ・ M 飲食店、宿泊業
- ・ N 医療、福祉

（小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。）

- ・ O 教育、学習支援業

（中分類「76 学校教育」を除く。）

- ・ Q サービス業（他に分類されないもの）

（小分類「832 家事サービス業」、中分類「91 政治・経済・文化団体」、「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。）

3 調査の方法

調査は、総務省統計局（以下「統計局」という。）が民間調査機関（以下「受託者」という。）に委託し、以下の方法により行う。

(1) 郵送調査

事業従事者数10人以上の調査事業所（約29,000事業所）については、原則として調査票の配布・回収とも、毎月郵送で実施する。

(2) 調査員調査

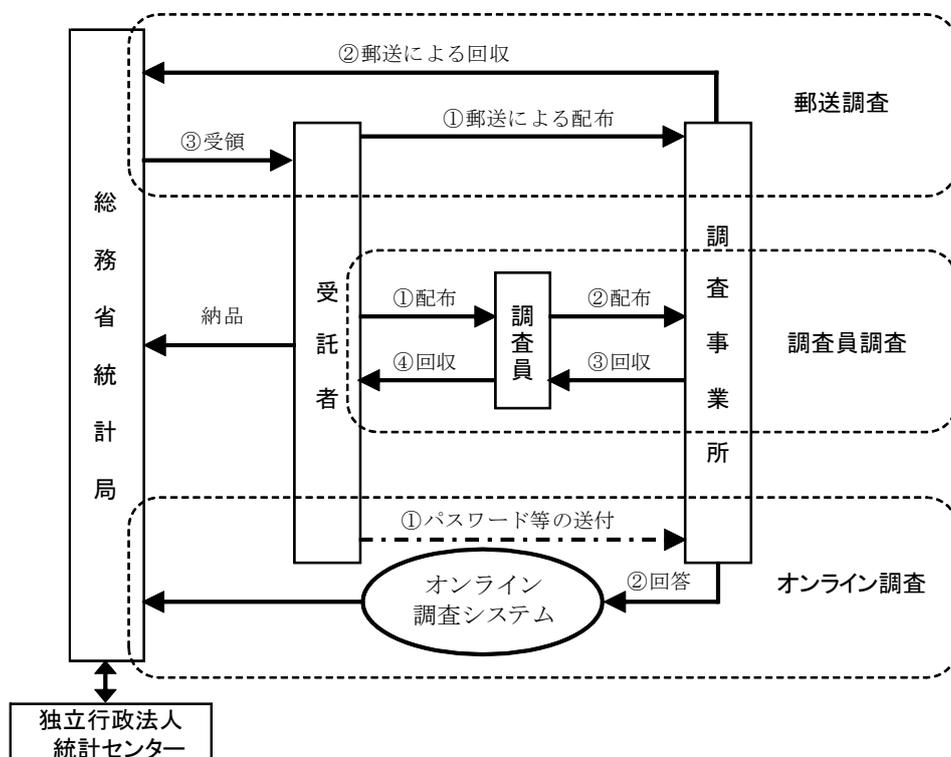
事業従事者数10人未満の調査事業所(約10,000事業所)については、原則として調査票の配布・回収とも、毎月調査員が訪問し実施する。

(3) オンライン調査

調査事業所の申出により、オンラインによる報告を認める。

オンライン調査は、政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システムにより実施する。

(参考) 調査の方法



4 調査対象の選定方法

事業従事者数10人以上の事業所については、産業、事業従事者規模別に層化を行った上で、各層から一定数を事業所単位で無作為抽出する。事業従事者数10人未満の事業所については、郵便番号の左5桁地域を単位とする集落抽出により255地域を抽出し、各地域から約40事業所を抽出する。

調査事業所は、調査結果の安定性及び前年同月比結果の精度向上等を図る観点から、原則として2年間継続して調査し、毎年1月に2分の1ずつ交替する。なお、統計の精度を担保する上で標本数を確保することが必要な層(約9,000事業所)については、交替を行わず、継続的に調査の対象とする。

詳細は次表のとおり。

調査グループ		調査 事業所数	調査時期									
			20年		21年		22年		23年		24年	
調査 方法			7月	10月	1月	12月	1月	12月	1月	12月	1月	12月
悉皆層	郵送	約 9,000	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
標本層 (偶数年開始)	郵送	約10,000	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	調査員	約 5,000										
標本層 (奇数年開始)	郵送	約10,000	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	調査員	約 5,000										

※ 太い縦線は標本の切替え時点を示す。また、塗りつぶしは契約の範囲を示す。■ は業者Aが、□ は業者Bが、▨ は業者Cが担当する。

※ 平成24年1月を目途に、標本設計の見直しに係る標本（調査事業所）の交替を予定している。

5 報告の方法

報告は、調査事業所の事業主又は事業主に代わる者が、配布された調査票に調査事業所の状況を記入する方法により行う。ここで事業主に代わる者とは、調査事業所の経理担当者などのほか、調査事業所を総括する本社等の経理担当者など、調査事業所の事業主に代わって調査票に記入できる者をいう。なお、報告者が調査事業所に所在しない場合は、報告者が所在する事業所に調査票を配布する。

6 調査の期日

各月の月末に最も近い営業日現在とする。

7 調査事項及び調査票の種類

調査事項は次表のとおりとし、調査開始1か月目については『1か月目用調査票』（別紙1）、調査開始2か月目以降については『月次調査票』（別紙2）により実施する。

調査事項	1か月目用調査票	月次調査票
経営組織及び資本金等の額	○	
事業所の月末の事業従事者数及び内訳〔調査月前月〕	○	
事業所の月末の事業従事者数及び内訳〔調査月〕	○	○
事業所の月間売上高（収入額）〔調査月前月〕	○	
事業所の月間売上高（収入額）〔調査月〕	○	○
事業所の主な事業の種類	○	

8 集計

集計は、独立行政法人統計センターに委託して行う。

9 調査の法的根拠

この調査は、統計法第19条第1項の規定に基づく一般統計調査として実施する。

10 実施状況

調査開始以降、現時点までの確報の回収率（調査月の5か月後）の状況は以下のとおりで、郵送調査、調査員調査ともに最低目標とする回収率を下回っており、その向上が課題となっている。

特に調査員調査の回収率向上のため、国の指導の下、受託者において、調査員の追加投入、調査員への研修会の開催、調査員用の対応マニュアルの作成等様々な措置を講じているほか、国においても、受託者による依頼だけでは調査協力が得られない企業等への対応として、業界団体や調査対象企業を直接訪問するなどして調査への協力を求めている（これまでに訪問した業界団体数：約100団体、企業：約60企業）ところであり、引き続き受託者と協力しつつ、取組を進めていくことが必要である。

確報の回収率（調査月の5か月後の10日現在）

	郵送調査	調査員調査
20年 7月分	66.4%	—
8月分	64.3	—
9月分	64.8	—
10月分	62.9	55.1%
11月分	63.0	56.4
12月分	62.5	56.2
21年 1月分	62.4	49.5
2月分	63.1	51.2
3月分	63.3	51.5
4月分	63.4	52.2
目標回収率（最低限）	65 %	80 %

(注)・目標とする回収率は100%

- ・オンラインによる回答も可としているが、それぞれ当初統計局が定めた郵送調査及び調査員調査の対象事業所に含めて計算した。

11 結果の公表

調査月の翌々月に「速報」、調査月の5か月後に「確報」を公表する。

結果の公表は、調査対象全体についての前年同月比の公表が可能となる平成21年10月分の集計完了時（12月下旬予定。この際、平成20年7月分以降の結果をまとめて遡及して公表）から開始し、以後、調査月の翌々月に行う。